

# 保商局の越境

## ——清末雲南・ビルマ辺境における社会変動と国際関係

望 月 直 人

はじめに	241
I 雲南・ビルマ辺境への移民・難民・軍団の流入と 治安悪化	243
II 保商局のしくみ	247
III 騰越地方勢力と保商局	250
IV 外交問題化	254
おわりに	261

### はじめに

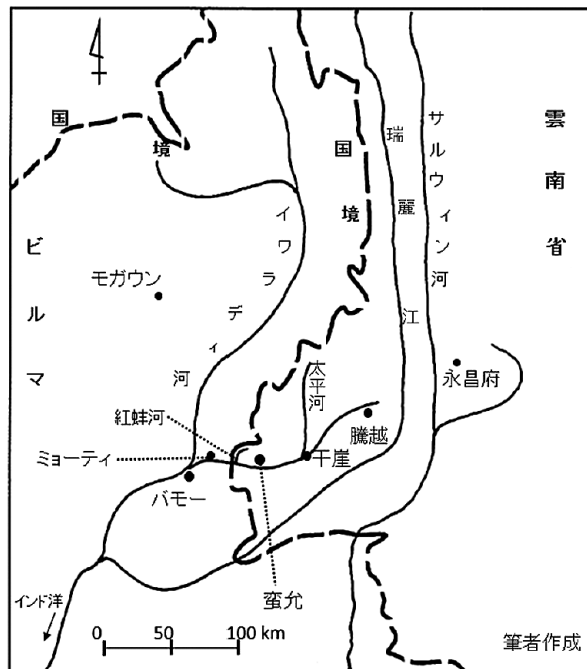
19世紀後半、東アジア地域では、中国の清朝が、これまでの緩やかな統治を改編して周辺地域・近隣諸国に政治介入を強める傾向が見られ、茂木敏夫はこの清朝の動きを「中華帝国の「近代」的再編」と位置づけた<sup>(1)</sup>。近年では、岡本隆司により、国際法上の「属国」・「保護」・「領土」といった概念が、清朝によって朝鮮・ベトナム・チベットへ適用されていく過程も明らかにされている<sup>(2)</sup>。また筆者も、清仏戦争に至るまでの清仏両国の動向を検討し、相手の法的論拠が強いほど、それを論破・否定しようと互いに主張と行動をエスカレートさせていった過程を明らかにした<sup>(3)</sup>。

さらに、19世紀に中国内地（漢族居住地域）社会が抱えていた困難が近隣の地域・国へと波及していくという歴史過程も、これらの「再編」に深く関係していることがわかる。例えば、中国東北地域では、捻軍残党の流入などを受けて馬賊の活動が活発化したことから、1870年代から1880年代にかけて行政機構の改革が行われた<sup>(4)</sup>。また、タイのラタナコーシン朝も、同時期の華人軍団のインドシナ半島への流入を一つの契機として、ラオスへの軍事介入と統治を強化し、これが1893年にフランスとの間で起きる軍事危機へとつな

がっていく<sup>(5)</sup>。また、1880-1885年に清朝とフランスがベトナムをめぐって対立し戦争に到った「越南問題」でも、劉永福の率いる黒旗軍など、ベトナムに流入した華人軍団が大きな役割を担った。すでに明らかになっているように、ベトナム北部に侵入した黒旗軍など華人軍団は当地に進出した「清商」すなわち華人商人の活動と結びついており、フランスとの間で経済的な利害の摩擦が生じたのである<sup>(6)</sup>。しかしながら、華人軍団や華人商人はなお民間の活動にとどまる。彼らと官僚組織や行政機関との関係については、清仏戦争直前に清朝がその戦力・活動地域の取り込みを図ったことを除いて、よくわかっていない。もちろん、これは史料上の制約によるところが大きい。ベトナム北部をめぐる華人軍団・華人商人と清朝当局者の関係を検討するに十分な体系的史料は、管見の限り、存在しない<sup>(7)</sup>。

とはいえ、近隣の国や地域で華人商人や華人軍団が活動するようになることにより、清朝中国で深刻になっていた末端行政と郷紳や私兵集団との「癒着」・「腐敗」という問題も、国境を越えて影響を及ぼした可能性がある。そこで本稿が取り上げるのが、19世紀末に雲南・ビルマ辺境に現れた保商局なる組織である。雲南省では、1856-1873年における回族の反乱や清朝軍によるその鎮圧にともなって回族や漢人が雲南の漢人居住地域から土司の統治する辺境、さらにビルマへ移動した<sup>(8)</sup>。にもかかわらず、このような人々と清朝の官僚機構との関係については、

ほとんど考慮の対象外となってきた。すでに拙稿で示したが、もともと雲南・ビルマ辺境地域では、ダイ族やジンポー族が「崗銀」制度という独自の通商保護制度を構築していたが、19世紀末から1900年代にかけて、保商局がこの制度を切り崩しつつ、通商路保護を引き受けるようになる<sup>(9)</sup>。この保商局はまた、イギリスとの間に紛争を引き起こしている。張誠孫、箱田恵子が言及しているように、1890年代前半には、清英間の雲南・ビルマ国境画定交渉当時、現地では清英双方の部隊が対峙するという局面も見られたが、その清



地図：雲南・ビルマ国境地域

朝側の部隊こそ保商局の実働部隊保商營であった<sup>(10)</sup>。

では、このように雲南・ビルマ辺境で存在感を示した保商局とはどのような性格の組織であったのだろうか。保商局については、それを検討するに十分な史料が残されている。外交問題化したことからイギリスが保商局を詳しく調査しており、イギリス外務省公文書（駐清公使館往復文書・騰越領事報告）やインド省文書に関連資料が残されている<sup>(11)</sup>。また、中央研究院近代史研究所所蔵外務部檔案や地方志、個人文集など保商局に関係する中国側史料も多く、中英双方の史料を突き合わせて検討することが可能である。本稿は、保商局の実態を解明し、清朝の地方官員が国境を超えて活動する華人軍団や華人商人と関係を築く過程、およびイギリスとの間で摩擦を生じていく過程を明らかにしたい。

なお、地名については、清朝領内は漢文史料での、英領ビルマは英文史料での表記に従う。双方が共有することになる河川や山地の名称については漢文史料に従う。また、民族名については、今日の名称に従う。

## I 雲南・ビルマ辺境への移民・難民・軍団の流入と治安悪化 ——

18世紀から19世紀において、中国・ビルマ間の貿易は、主として中国雲南省極西部に位置する騰越とビルマ北部に位置するバモー（Bhamo・新街）を結ぶルートで行われていた。ビルマの王朝が中国に派遣した使節も、このルートを経過している。ただ、騰越とバモーの間には、漢文で「野人山」、英語で Kachin Hills と呼称される、ジンポー族（ビルマではカチン族と呼称され、漢文史料では「野人」「野夷」と表記される）が居住する山岳地帯、およびダイ族（ビルマではシャン族と呼称される）の居住する盆地地帯があり、そこではドゥワと呼ばれるジンポー族の首長やチャオファーと称するダイ族首長が自律性の高い統治を行っていた。

18世紀から20世紀初めにかけて最も利用されていた雲南・ビルマ間の通商路は、バモーより川をさかのぼりミョーティ（Myo Thit）<sup>(12)</sup> で上陸し、野人山を抜け蛮允に出、蓋達・干崖・南甸の各土司領を経過して騰越に至るルートであった。ただ、ミョーティ・蛮允間の径路も複数存在しており、必ずしも一つに限られていたわけではない。次頁に示したのは、1890年代の国境画定の際、雲南・ビルマ現地調査に派遣された清朝駐英公使館員の姚文棟が刊行した『雲南勘界籌邊記』の附図をもとに、筆者が作成したバモー・騰越間の通商ルートの図である。この図からも読み取れるように、いずれの道を取るにせよ、野人山と土司領を経過しなければならなかった。

そして、この野人山や土司領の治安が1870年代以降、大幅に悪化した。この原因として

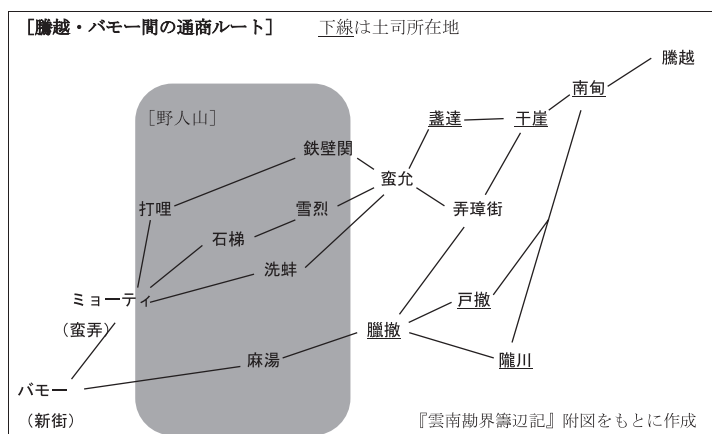


図1

考えられるのが、内地からの移民・難民の流入である。

先述した姚文棟は、現地調査にまつわる自身の文章をまとめて『雲南勘界籌邊記』を刊行している。この『雲南勘界籌邊記』の附録『集思広益編』は、騰越人士の論文を採録しており、その一つである王家賓「縷陳騰越所属七土司及一带野山利弊情形」に、1890年頃の土司領内の戸数が記されている（表1）。

表の「土民」・「野夷」・「漢民」の語は、「縷陳騰越所属七土司及一带野山利弊情形」の表記である。「土民」はダイ族、「野夷」はジンポー族、「漢民」は漢族および回族の総称を指すと見てよい。よって、この表から、「山上」一すなわち山地の居住民の圧倒的多数が「漢民」であったことを看取できる。これら「漢民」の移住について、王家賓は「土司の地に住む漢民は、おおよそ乾隆時代以降に移住した者か、「兵燹」の後に戦禍を受けて流寓した者」としている<sup>(14)</sup>。また、董興祥『蓋達近百年歴史簡略』は、通商上の要衝蛮允について、南甸土司の領地に属し、ダイ族の400-500戸があったが、1858年に騰越で起きた騒乱の後、漢民が移住し始め、とくに光緒年間の初めに多くの人びとが移住してきたとして

表1 南甸・干崖・蓋達土司領内の戸数構成（1890年頃）<sup>(13)</sup> 単位：戸

	「平地」		「山上」	
	「土民」	「漢民」	「野夷」	「漢民」
南甸	6-7,000	6-700	数百	5-6,000
干崖	10,000余	2,000余	2-300	5-600
蓋達	8-9,000	7-800	3-400	1,000余

いる<sup>(15)</sup>。中国内地における戦乱が、雲南・ビルマ地域への難民流入という傾向を生み出していたことが窺えよう。

もとより、戦乱を逃れてきた難民を、「匪賊」と明確に区別することは難しい。戦乱の時代に郷里から逃れてきた人々が非武装であるとは、到底考えられない。1878年、四川総督丁宝楨の命でインドへ赴く途上に当該地域を通過した黄楸材は、蛮夷について「この地は中国の最果てであり、漢人の官員も土司も居らず、蛮夷が入り乱れて居住し、逃亡犯の巢窟になっている」と、書き留めている<sup>(16)</sup>。騰越・バモー通商路の要衝である蛮夷は、反乱勢力ないし犯罪者が身を寄せる地となっていたのである。実際に、1850年代から続いた回民反乱が1870年代半ばに平定されるにともない、多くの回民もしくは漢人からなる華人軍団が雲南・ビルマ辺境に拠点を移して活動するようになった。騰越辺境地域でも、許双貴、周榮武、謝祖發、明小四、劉宝玉（劉保玉）<sup>(17)</sup>など「漏匪」・「漏網匪首」・「逃匪」が勢力を振るい、騰越駐在の正規軍と「漏匪」との間で戦闘が繰り返された。1876年から1882年まで雲貴総督を勤めた劉長佑は、騰越庁辺境地域について、「騰越を回民軍から奪回し、(反乱を起こした武官)蘇開先を討伐してから、その残党は辺境に逃れ、野夷と結んで、ほしいままに掠奪を行い、まこと辺境における大問題となっています。」と述べている<sup>(18)</sup>。ビルマ全土が1886年に英領化されると、イギリス官員も「中国国境周辺」の野人山が「数多の雲南の性悪どもの」の拠点となっているのを目の当たりにしている<sup>(19)</sup>。

1880年代から1890年代の初めにかけて、騰越庁辺境地域でジンポー族の活動が活発化しているが、これも内地からの華人軍団流入が契機となっていたようである。1886年当時に永昌府（騰越庁も所属）における釐金徴収にあたっていた永昌知府余沢春は、

法を犯した游匪が、野夷の地域に逃げ込んでから、野夷は問題を起こすようになりました。また下劣な土目が野夷をそそのかして掠奪を行わせ、崗銀（通行料）を徴収し通商を保護する口実にしています。現在ほかの地域の野夷はまだ分に安んじていますが、南甸・干崖・盞達では連年野夷が騒動を起こしておりまして、これは商業貨物の往来するゆえに、土目や游匪がそそのかしているのです。<sup>(20)</sup>

と、「游匪」の流入が掠奪横行の契機になったと明言している。元来、生産力の低い山地に居住するがゆえに、当地のジンポー族は商人や盆地の住民から通行料や保護費を徴収していた<sup>(21)</sup>。山地に住む「漢民」も、生産だけでは生計を立てられなかったと考えなくてはなるまい。とするならば、掠奪を行う「野夷」についても、こうした「山上」の漢民が含まれている可能性が大きい。

このような治安悪化は、雲南・ビルマ貿易に影響を与えずにおかない。例えば、余沢春の文章には、

前委員の呉晴琦は、野夷が騒擾し、商人が道を変えたため、絲莊（生糸卸売商）の分卡（釐金徴収所）を隴川に移動するように要請しましたが、間もなく蛮允の道の障害がなくなったことから、もとの場所に分卡を戻しました。<sup>(22)</sup>

という記述がある。一時的とはいえ、掠奪を避けるため、通商ルートが変更されていたのであり、掠奪横行の深刻さを物語っていよう。

そして、掠奪横行は、騰越の商人はもちろんのこと、官府にとっても憂慮すべき事態であった。1850年代において回民反乱が勃発した後、雲南省でも釐金制度が導入され、騰越もその例外ではなかった。干崖土司領内の旧城に釐金局が設置され、雲南・ビルマ貿易に対する釐金の徴収を行っていた<sup>(23)</sup>。余沢春は、以下のように1885年ないし1886年の騰越における釐金の徴収状況を記述している。

この干崖釐金局は、騰越全体の要地です。バモーから干崖までの道中に障害がなくなり、経営に有能な人物が配すれば、毎年1万両あまりの釐金を徴収することも難しくありません。…騰越総局が徴収する釐金は、土布・編み笠・小商品に限られ、一年に数百両にしかありません。<sup>(24)</sup>

この文章から、干崖釐金局の徴収額が、騰越庁内の釐金総額に対して大きな割合を占めていたことがわかる。通商路の治安悪化は、当然ながら釐金徴収に悪影響を及ぼすこととなった。余沢春は、雲南省高官に対し、

わたくしの職務は適正な徴税ですが、野夷が掠奪をほしいままにして、釐金は大幅に減少しております。あなたがた憲局の新たな規定では査定がかなり厳格で、このため無礼を顧みず、現在の状況をくり返し詳細に申し上げる次第です。<sup>(25)</sup>

と書いている。このような事態に対処すべく、余沢春は通商路の安全確保に積極的に取り組む姿勢を見せている。

考察しますに、蛮允はバモーから中国内に進む第一の要所で、干崖がこれに次ぐ要所です。もし蛮允に分卡を設置すれば、釐金徴収の業務に便益があるのみならず、近くから野人との関係を結ぶことができ、野人による騒動の発生を回避できるでしょう。ただ、蛮允は人口稠密なうえ、脆弱な茅葺きの家屋があるだけで、常に火災による被害があります。また、初めて該地に進出する以上、公店（公営の商人宿）を設置し、警備の兵士を増募するのではありません、うまくいきません。今、騰越庁同知陳宗海と相談したうえで、商業貨物の集積所として、野人による掠奪の被害を受けぬようにするため、秋冬の乾季に蛮允公店で防壁や見張り台の修築を行い、瓦葺きの家屋を建築するように、南甸土司に命じました。この案を客商（遠隔地交易商）に尋ねたところ、みな有益であるとの意見でした。<sup>(26)</sup>

これらのことから、通商路の治安悪化は、官府にとっても大きな問題になっていたと行うことができよう。

## II 保商局のしくみ

### 1 保商局の設立

上述のような情勢の中で登場してくるのが、保商局と称する組織である。『集思広益編』には、『騰越情形』のほかにも、広東試用県丞陳還「縷陳緬甸近年情形」が採録されている。この論著では、保商局の設置により「公的資金を利用することなく成果をあげ、隊商は道中の安泰を喜び、税や釐金の徴収も改善された。（不動公帑、辦有成效、商旅既慶保全、税釐亦有起色。）」と記されている<sup>(27)</sup>。保商局の設置は、釐金を安定して徴収したい騰越官府と通商路の保全を望む騰越商人の意向が背景にあったと言えよう。

さて、保商局の設置年についてであるが、これは史料によって記述が区々で確定しがたい。ひとまず、以下に諸史料の記載を列挙しておく。

- イギリス駐騰越領事リットン（George J. L. Litton）の雲貴総督魏光濤宛文書（1902年）  
This office were opened as the result of a memorial to the throne about the 15th year of Kwan-hsü;<sup>(28)</sup>
- 『雲南財政説明書』  
査騰越前於光緒十五年設局抽收騾馬鈔銀、名曰保商局<sup>(29)</sup>。
- 雲南交渉員張翼枢の外交部宛文書（民国二年）

至保商局則由前騰越庁丞黎肇元、於前清光緒十七年九月二十三日稟奉核准<sup>(30)</sup>。

○『(民国) 騰越郷土志』

光緒十三年、設保商營於蛮允<sup>(31)</sup>。

○『(民国) 騰衝県志稿』

保商營之設、始自清光緒十余年間、其案已軼<sup>(32)</sup>。

○董興祥『盞達近百年歴史簡略』(民国年間)

光緒十六年、設立保商局、組織保商隊、徵收稅款、保護商道<sup>(33)</sup>。

○金天羽「馬武相伝」

総兵丁槐伝武相入見、擢千総、因設保商營、充管帶<sup>(34)</sup>。

※丁槐は光緒十二年から十五年までの騰越鎮総兵

リットンの文書では「上奏の結果」保商局が設置されたと記しているが、管見の限り、漢文史料に該当する記述は見当たらない。また、張翼枢の文書は、設置認可の過程が最も詳細に記述されているものの、保商營は1891年初めにジンポー族と大規模な戦闘を行っており<sup>(35)</sup>、保商局設立の時期としては疑問が残る。また、保商營と保商局の設置年は異なる可能性もある。いずれにせよ、1891年を下限として保商局が成立したことは確実である。なお、保商局の運営責任者は「総辦保商」と称し、蛮允の総局に駐在していた<sup>(36)</sup>。

## 2 驛馬捐の徴収

保商局がその通商保護事業のために行った金銭徴収は、驛馬捐と呼ばれた。この驛馬捐は蛮允の総局と、ビルマのミヨーティの分局において徴収される仕組みとなっていた。輸出すなわち騰越からバモーへの貿易では、商人は蛮允で驛馬捐を納めて票を受け取り、ミヨーティに着くと票を返還した。逆に輸入—バモーから騰越への貿易においては、商人はミヨーティで驛馬捐を納めて票を受け取り、蛮允で票を引き渡した。票は、清朝領内で公に使用される形式に照らしたもので、官印が捺されていたという<sup>(37)</sup>。

驛馬捐は「一駄」すなわち駄獣1頭分の貨物ごとに課され、輸入品については銀1両5銭から5銭、輸出品については銀1両から1銭を徴収した<sup>(38)</sup>。のちにミヨーティの分局はイギリスとの間で国際問題化し(後述)、その際にイギリス当局はミヨーティ分局責任者の供述を取ったため、輸入についての品目別税額についてはさらに詳細な記録が残っている<sup>(39)</sup>。それによれば、表2のようになる。



表2 騾馬捐徴収額（毎駄）

1両5銭	綿糸	反物				
1両	原棉	英領産食料品	牛乳	ビスケット	雑貨	
5銭	マッチ	石鹼	灯油	干し魚	ピンロウジ	

### 3 保商営

保商局の指揮のもとで実力組織として通商保護を担ったのが、保商営である。専門部隊として、管帯・営員・哨弁などの将官に率いられていたが、その人事権は騰越官府が握っていた<sup>(40)</sup>。最初期の保商営は、騰越鎮の千総張天明・黄正林が統率したが、後述する紅蚌河（ナンバウン河）での紛争の最中に更迭された。1894年に雲南・ビルマ現地調査を行ったデーヴィス（Henry R. Davies）の報告書によれば1894年には「Wang（王?）」なる者が司令官になっている<sup>(41)</sup>。さらに後には、後述する馬武相が、保商営を全面的に統率することになる。

デーヴィスによれば、1894年の段階で、保商営は、基本的に通商路の要所に駐屯していた。「司令部（Headquarter）」を雪烈に置き、ここに200名の兵士を駐留させていたほか、蛮允にも200名を駐屯させていた。さらに、通商路沿いには15名から20名の士兵を配する砦が一定間隔で配置されていた<sup>(42)</sup>。また、保商営の兵員総数は約800名であったという<sup>(43)</sup>。

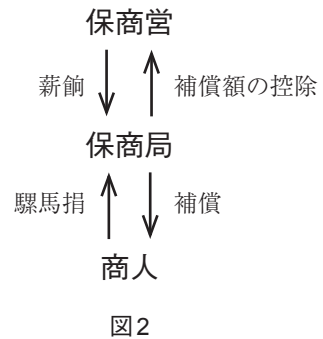
保商営の設置は効果を挙げ、通商路の安全は確保されたようである。デーヴィスは「目下のところ、確かにジンポー族はまったく服従し、隊商には何の攻撃もなされていない」としている<sup>(44)</sup>。また、1908年にバモーを経由してチベット巡視に赴いた陶思曾も、

光緒十七年に雲南省高官は兵士数百を派遣して蛮允の大道を開き、野人は3000もの人数を揃えて迎え撃ち、20日余りにわたって官兵を包囲したが、決戦を行い、野人は完敗した。これより野人は帰化し、もう掠奪しようとする者もいなくなり、こうして隊商は安全に行き来することができるようになった。<sup>(45)</sup>

と記している。

保商営の士兵には、騾馬捐から「薪餉（給与）」が支払われた。「薪餉」は、ひと月あたり総額500両となっている<sup>(46)</sup>。また、通商路で掠奪などの被害が発生した場合、保商局は補償を行うこととなっていた<sup>(47)</sup>。そして、この補償は、保商営の給与と連動する形式になっていた。デーヴィスの報告書では、

保商営は中国当局にとって何の財政負担にもなっていない。というのも、保商営の経費はすべて、蛮允を通過するあらゆる商品に対して課され、中国人商人によって支払われる賦課金によって賄われるからである。この見返りとして中国当局は隊商に護衛をつけ、商人に貨物の安全な輸送を保障し、掠奪による損害額は、保商営の報酬から差し引かれたうえで、商人に補償される。<sup>(48)</sup>



と説明されている。補償を行った場合、保商営兵士の俸給はその分だけ天引きされたのである。

### Ⅲ 騰越地方勢力と保商局

#### 1 騰越紳商・騰越官府・馬武相軍団

保商局の概要は、以上のとおりである。しかし、保商局の性質・特徴をつかむためには、運営に関与した諸勢力の存在を理解することが重要である。というのも、保商局は朝廷や省高官の命令によって設置された機関ではなく、現地社会のうちで形成され認可された組織であり、現地勢力が設立と運営に深く関与して当然だからである。

まず、保商局の運営において中心的な役割を担っていたのが、商業にたずさわる騰越の郷紳（以下、騰越紳商）である。保商局の運営にたずさわる委員は、商号が「公挙」した「員紳」であったという<sup>(49)</sup>。1901年に保商局の総責任者たる「総辦保商」の職にあったのは、「騰紳」の「寸品陽」であった<sup>(50)</sup>。18世紀以降の雲南・ビルマ貿易の発展にとまない、騰越紳商はビルマ産棉花・ヒスイなどを商って財を成したが、その中に寸氏がある<sup>(51)</sup>。『(民国)騰衝県志稿』は、寸品昇の中華民国第一期衆議員議員選出の記事<sup>(52)</sup>や騰越の名士として寸品第の列伝を採録しており<sup>(53)</sup>、「品」の通字から、寸品陽は彼らと同輩行と考えられる。

また、『(民国)騰衝県志稿』は、保商局が「絲花行」によって設立されたと記しており、雲南・ビルマ貿易の主要商品である生糸商・棉花商の同業者組織が主体的に関与していたことも看取できる<sup>(54)</sup>。さらに、保商営の設立時、張天明・黄正林が指揮官となったが、彼らも「華人商人によって推薦された（華商所公挙）」とされ<sup>(55)</sup>、保商営兵士の募集についても「各商号の要請を受け入れて、彼らが自ら1営分の兵士を募集することを許した（従各商号之請、准其自募勇丁一営）」とする史料もある<sup>(56)</sup>。保商営の士官の任命や兵士募集

についても、騰越紳商の意向が強く反映されていたことを見てとれよう。

このように騰越紳商が中心となって保商局を運営していた。しかし、その一方で官府も保商局に対して強い統制権を有していた<sup>(57)</sup>。騰越庁は、保商局の人員を任命する権限を保持し、給与も騰越庁の名義で支給されていた<sup>(58)</sup>。また、保商局の財務については、局を管理する「紳商」が騰越庁に報告を行い、それを騰越庁が省高官へ報告することとなっていた<sup>(59)</sup>。

保商局に関わる勢力で、最も留意しなくてはならないのは、保商營の將兵である。保商營は、騰越鎮などに所属する既存の部隊から編成されたのではなく、新たに現地で地元の間人を兵士として徴募し結成されている。姚文棟『雲南勘界籌邊記』は、彼ら保商營兵士を「土勇」と表現している<sup>(60)</sup>。さらに、『(民国)騰衝県志稿』も、保商營の結成について、「現地で土勇200名を徴募した（「就地招土勇二百余」）」と記述する<sup>(61)</sup>。

保商營の管帯（隊長）に抜擢された馬武相は、現地徴募の典型である。

馬武相、またの名を金城、騰越龍江練の人である。先祖代々イスラム教を信仰する農民として暮らし、彼は少年期に学問をすることはなかった。20歳ぐらいになって、朗蒲村の段徳有という人物に従って馱馬を養い、騰越商人を顧客として荷物を運び、雲南・ビルマ辺境を往来し、それによって異民族のことをよく知るようになった。<sup>(62)</sup>

馬武相は1908年に50余歳で亡くなったとあるから、1860年前後の生まれとなる<sup>(63)</sup>。とすれば、彼は1880年頃から、まずは運送業に携わる形ではあるが、雲南・ビルマ辺境で活動していたことになる。

重要な点は、彼が保商營の設置以前より隊商保護を生業とするようになっていたことである。伝記は、馬武相が隊商護送を始めた経緯を以下のように記している。

当時、野人山は通行者に対する掠奪が横行していて、騰越商人は困っていたため、段徳有は馬武相が知勇兼備であることから、彼を商人に推薦し、7～8人の勇壯な者をつけて、彼を頭としてミョーティに置いた。<sup>(64)</sup>

先記した騰越鎮総兵丁槐によって保商營の「管帯」に抜擢される記事は、この後に続く。また、王家賓『騰越情形』も馬武相について、以下のように記述している。

むかし馬武相は20～30人を引き連れ、ミョーティを保護し、随意に打里一帯を往来

する隊商を護送していた。かつて野人数人を殺したので、7～8年来、野人は彼がやってきたと知ると逃げ去った。とはいえ、人数がとても少ないため、こちらに注意すればあちらで隙が生じることとなった。今年1月に張天明千総らが土練を連れてカチン山に入った際、馬武相等を隊長に任じた。<sup>(65)</sup>

このような馬武相の経歴は、イギリスの史料でも確認できる。デーヴィスは、著書で馬武相に触れている。

2～3日快適な道を通りして丘陵をいくつも越え、我々は石梯にたどりついた。そこには馬というパンゼー、すなわち華人イスラム教徒の指揮下にある砦があった。従前に馬は自身の組織を立ち上げてこれを率い、ジンポー族の土地に属する当地区において交易に従事する隊商を護衛し、見返りの金品を得ていたのだ。今や中国当局がすでに交易路の安全保障を引き受けたので、馬は保商営の士官の地位を与えられていた。<sup>(66)</sup>

また、英領ビルマ現地官僚スコット (George Scott) らの著した『上ビルマおよびシャン諸州地誌』でも、馬武相は「もともと私的な投機事業のようなものとして、ボディガードを集めて、隊商を護衛していた (who had collected a body-guard and protected caravans as a sort of private speculation)」と記述されている<sup>(67)</sup>。もとより、隊商保護と掠奪の区別が曖昧である。とすれば、馬武相の率いる集団も「游匪」と大差ない存在であったと見てよいだろう。つまり保商営は、土司地域や野人山に流入して「通商保護」を生業としていた民間の軍事集団を官府と商人がリクルートしたものと見做してよい<sup>(68)</sup>。

デーヴィスの報告書からは、馬武相とジンポー族の親密さも垣間見える。報告書によれば、馬武相は保商営内でジンポー族を配下とする唯一の人物であったという<sup>(69)</sup>。さらに、馬武相は保商営設置後も、騰越辺境で起こった諸騒動の鎮定・処理に活躍している<sup>(70)</sup>。『騰越海関報告』も、諸事案が「全て、精力的な辺境の将官馬武相により、すぐさま調査・処理された」と記す<sup>(71)</sup>。これらの記述から、馬武相は騰越辺境地域・社会の利害を代表するような実力者であったと見てよいだろう。

以上から、保商局は騰越官府、騰越紳商、辺境の武装勢力が三位一体で創設・運営した機関であったとすることができる。そして、創設年代の記述にばらつきがあるのは、三者の関係構築が時間をかけて行われ、また現地で組織が形成されたのち省高官の認可を得たことによると考えられる。

## 2 保商局と地方財政

前述したように、保商局は通商保護を目的として設置された。それは、貿易活動の保全是商人のみならず、商人から徴収する釐金を頼りとする地方官府にとっても重要だったことによる。保商局の設置後における釐金徴収額の向上は、イギリス領事の史料によって裏付けることができる。1901年、イギリス駐騰越領事リットンは、バ

表3 バモー・騰越間貿易への課税

徴収機関	税額（両）
釐金局	50,000
騰越庁	7,000
永昌府	10,000
大理府	5,000
諸土司	5,000
保商局	40,000

(駐騰越領事リットンの概算、1901年、単位：両)<sup>(72)</sup>

モー・騰越貿易に対する課税の額を報告しており、表3はそれをまとめたものである。

まず目を引くのが、釐金の5万両という額であろう。前に見た1886年の余沢春の文書を想起されたい。1886年に余沢春は、通商路の無害通行が保証されれば釐金1万両の徴収も可能になるとしていた。当時の釐金は、1万両を大きく下回る規模であったことになる。余沢春の文章は、上司への報告ということで、少なめに数字をあげたとも考えられるが、そうであれば釐金が保商局設立後の10年あまりで大幅な伸長をみたことは確かである。

さて、次に大きな額となっているのが、保商局の徴収する騾馬捐4万両である。『騰越情形』においても、保商局自体も局運営上の支出を大幅に上回る収益をあげていたことが記されている。

毎年バモー・騰越を往来する棉花や商品は3万駄余りになり、4万両もの銀を通商保護料として徴収することができる。官員や兵士の給与、野夷の崗銀（通行料）などの経費以外に、なお銀1万両もの剰余金がある。<sup>(73)</sup>

としている。

では、この剰余金はどのように取り扱われたのであろうか。「騰越情形」は、年ごとに保商局に生まれたという1万両の剰余金について、次のように注記している。

通商路の経営を始めた当初、剰余金を4分割したが、騰越鎮と騰越庁の両衙門はそうすることで剰余金を自分たちの金づるにしてしまった。<sup>(74)</sup>

1901年には、歴代の騰越庁同知による保商局経費の横領や転用（「歴任庁丞侵挪局款」）が告発され、歴代同知に横領・転用分の返済が命じられている<sup>(75)</sup>。官府による保商局経費

の横領・転用が、常態化していたわけである。具体的な転用目的について記した史料はほとんどないが、かろうじて『(民国)騰衝県志稿』「団保」の条に、保商局経費が転用された事業を確認できる。

光緒二十六年にイギリス人が軍を越境させ、明光・茨竹・派頼各村を攻撃し、土守備左孝臣および土兵137名が戦死し、辺境事務は急迫した。また蓋達土司刀思必治が処刑されたことから、現地民が動揺したため、善後局はもと署騰越同知の黎肇元を蓋達団務総辦に任命し、まず蓋達で団練を組織し、その後に各土司で団練を組織することとした。黎肇元は騰越に着くと、既存の組織をもとにすることとし、騰越鎮庁と相談しつつ、騰越で職務を遂行し、経費の不足分は、保商管捐の徴収機関の剰余金から補填することとした。蓋達の情勢が平穏になると、団練はすぐ解散した。<sup>(76)</sup>

岩井茂樹が明らかにしているように、清代後期には地方官府は正規財政の貧弱さを補うため非公式な財源の確保に奔走していた<sup>(77)</sup>。このことから、保商局の剰余金も、地方官府の非正規財政に組み込まれ、各種費用に充当されていたと考えられる。

## IV 外交問題化

---

### 1 野人山とミョーティ

清朝中国とコンバウン朝ビルマの統治領域の境界は、双方に従属する土司が存在するなど、曖昧であった<sup>(78)</sup>。コンバウン朝ビルマは野人山にいくつかの砦を設置しており、イギリスは最遠の砦が紅蚌河の岸辺にあったことから、紅蚌河を中国・ビルマ国境をみなした<sup>(79)</sup>。ただ、これをもってコンバウン朝ビルマが紅蚌河を中国・ビルマ国境とみなしていたか否かは、定かではない。また、たとえコンバウン朝の認識がそうであったとしても、清朝側が同じ認識では限らない。そもそも、野人山については、箱田恵子が指摘するように、清朝・コンバウン朝ともに「排他的」な支配を確立していたわけではないのである<sup>(80)</sup>。

とはいえ、清朝当局者に境界認識が全くなかったわけではない。漠然としてはいるが雲南当局者も、統治の有りかたから、境界認識を有していた。

清朝当局者の文章を総合すると、蛮允が中国の「界」、ミョーティ・バモーはビルマ領、という彼らの一般的認識が見えてくる。

例えば、1879年、雲貴総督劉長佑は上奏の中で「ビルマ領のミョーティ（緬甸属之蛮

暮)」と記している。1886年にイギリスがビルマを併合した際、イギリス軍はビルマ宮廷で1879年に雲南当局がビルマに送った文書を入手したが、これには蛮允付近に中国の国境があると記述されていたという<sup>(81)</sup>。また、1879年に当地を通過した黄楸材は、先述のとおり蛮允を「中国の最果て(極辺)」と記し、さらにミョーティについて「その土地の首長がおり、世襲制で、ビルマの管轄下にある」と述べている<sup>(82)</sup>。

1883年、ビルマ北部で起こった反乱について、雲南巡撫唐炯は「ビルマ所属のモガウン・ミョーティなどの地域で異民族の賊徒が騒乱を起こしている(緬甸所属猛拱・蛮暮等処夷匪滋事)」と書き、「ミョーティは国境の蛮允からわずか100里ばかりしかない(蛮暮距辺界蛮允僅一百余里)」ことから、警戒を厳とする旨をつづっている<sup>(83)</sup>。

では、蛮允から西にある野人山を、清朝官員はどのようにみていたのであろうか。

1884年に金国玉率いる軍団がバモーを占拠した際、騰越庁官員がバモーの華人商人を保護するため出兵を提案することもあったが、当時の雲南巡撫張凱嵩は、清仏戦争の最中に別の方面でも越境の軍事行動を取るのを避けるべきとの認識を示している<sup>(84)</sup>。また、やや遅れて清朝駐英公使曾紀沢は金国玉ら「華人を帰順させることで雲南省を拡張する(招降華人、用拓雲界)」ことを建議したが<sup>(85)</sup>、張凱嵩は、

雲南省は騰越庁城より305里南方の蛮允で境界となります。蛮允からビルマのバモーまでの285里ありますが、そのうち165里は野人界で、これまで統治下にありませんでした。曾紀沢の上奏した領域拡張の件につきましては、時局と形勢を考えますに、障害があって実行が困難です。<sup>(86)</sup>

と、退けている。もとより野人山がビルマ領ならば「緬甸所属」と記すと考えられる。とすれば、雲南省官員は野人山をビルマ領とは見なしていなかったと考えられる。ただ、1886年のイギリスによるビルマ併合の際には、張凱嵩は、蛮允を「中緬交界」と記述した上奏も行っている<sup>(87)</sup>。それだけ野人山の帰属が曖昧であったと言えよう。ただ、1870-1880年代に野人山を中国所属とする史料は、管見の限り見当たらない。1890年代の国境画定交渉の際、雲貴総督王文韶が「野人はこれまで雲南とビルマの双方に所属してこなかった(野人向來於滇緬兩非所属)」と駐英公使薛福成に説明しているのは、このような旧来の認識に基づくと考えられる<sup>(88)</sup>。

## 2 越境する華人軍団

上述のように、蛮允が中国の「界」、野人山は無管轄、ミョーティ以西はビルマ領という

境界認識が雲南省官員に存在したことがわかる。しかし、19世紀後半には、この漠然とした中国・ビルマ辺境地域をも凌駕する形で、混乱が拡大していた。より具体的に言えば、華人軍団が、野人山はもとより、明確にコンバウン朝ビルマ領である地域にまで侵入するようになっていた。コンバウン朝ビルマも、雲南省から流入した人々による掠奪行為の取り締まりに動いていた<sup>(89)</sup>。

1870年代から1880年代にかけて、華人軍団は、中国・ビルマ双方の領域に跨って活動するようになっていた。1878年、周栄武、謝祖発、明小四、劉宝玉がミョーティを襲撃している<sup>(90)</sup>。1884年には、金国玉なる人物の率いた華人軍団がジンポー族と連合してビルマ北部の都市バモーを襲撃、一時的に占拠する事件まで起きた<sup>(91)</sup>。当時の雲南巡撫張凱嵩は、上奏の中で、

臣が考察いたしますに、この賊首金国玉は長らくビルマ領内に居住し、先年に討伐を受けて敗走したものの、一味とともにモガウンに身を隠しましたが、ビルマ政府は警備をせず、またもやバモーの陥落という事態を招いてしまいました。<sup>(92)</sup>

と述べている。なお、この時には、1878年に盞達を襲撃したことのある楊大武の華人軍団が、金国玉に呼応して、再び盞達土司署を攻撃しており、清朝領内とコンバウン朝ビルマ領内をまたぐ華人軍団のネットワークを垣間見ることができる<sup>(93)</sup>。また、この反乱がビルマ軍によって鎮圧された後、金国玉残党の郭在春は野人山に退避して再び徒党を集めようとしている<sup>(94)</sup>。

このような華人軍団の活動は、1886年のイギリスによるビルマ併合の後も存在している。1889年1月には、バモーの40キロ北東に「華人の追剥 (Chinese brigands)」と「中国軍脱走兵 (deserters from Chinese army)」からなる一団が現れ、英領インド憲兵隊と戦闘を行っている<sup>(95)</sup>。

1891年に英領ビルマ主任弁務官マッケンジー (Alexander Mackenzie) が記した覚書でも、ビルマ北部での華人武装勢力の行動を取りあげられている。

今や野人山はついたてのような役回りを演じており、その向こう側には、雲南辺境のあらゆる無法者の悪党が集まっている。我々は、再三にわたって、この地域から充実した武装を有する華人軍団およびシャン・華人混成軍団の侵攻を受けている。バモーは、1886年にこのような一味の攻撃を受けた。モガウンは繰り返し脅威にさらされてきた。ゴムの交易は完全に崩壊してしまった。華人軍団がモガウンの北側あたりを



進んでいるとの報告が重なって、去冬（1890年冬）はずっと我々の気が休まることはなかった。<sup>(96)</sup>

このような華人軍団の動向は、1890年代における清朝とイギリスによる雲南・ビルマ国境画定交渉でも両国当局者によって意識的に持ち出されている。1892年12月29日、清朝駐英公使館参事官マカートニー（Halliday Macartney）・イギリス外務次官サンダーソン（Thomas Sanderson）・インド省次官補ニール（Edmund Neel）のメンバーで会談が行われた。この会談でのマカートニーの発言について、ニールは次のように論じている。

マカートニー氏は、中国に対してフランスが攻撃的で冷淡な意思をみせた結果としてフランスがトンキン（ベトナム北部）国境で巻き込まれ続けている困難を、ほのめかしたのだと思われる。トンキン国境は白旗軍や黒旗軍といった中国のならず者によって継続的に侵犯されてきたが、我々が中国を排除して野人山の占領を決めた場合には、我々はフランスが直面しなければならなかった脅威と向き合っていることを悟るであろう。<sup>(97)</sup>

1月3日の会談では、マカートニーは明確に「トンキン」の語を持ち出している。このことから見て、ニールの推測は正しい<sup>(98)</sup>。清朝・イギリスともに現地における華人軍団の動きも睨みながら駆け引きを繰り返していたと言えよう。

そして、保商営の母体となった馬武相集団の活動範囲も、保商営設立以前から、ビルマ領内に及んでいた。複数の漢文史料が、馬武相はもともとミョーティを拠点として活動していたとしている。『上ビルマおよびシャン諸州地誌』も、「これ（1891年の清英対峙）に先立つ何年か前から、華人の隊商は野人山の中国領側・英領側双方を通じて、馬武相という名の山師により、護衛されていた」と記している<sup>(99)</sup>。もともと騰越商人の隊商は、ジンポー族とのいざこざを恐れて、武器を携帯しなかったという<sup>(100)</sup>。とするならば、馬武相の活動も華人軍団の西方進出の一つとみなすことができる。そして、ミョーティに保商局の分局が置かれ、護送の西限となったのは、従来の活動範囲をそのまま引き継いだことによるだろう。つまり、騰越官府の関与する保商局の活動によって、清朝の公権力が野人山さらにはビルマ領内へと食い込む格好になった。そして、このことが清朝とイギリスとの外交紛争を惹起することになった。

### 3 紅蚌河での対峙

では、上のような華人軍団の越境活動がすぐさま清英間の対立に発展したかと言えば、そうではない。イギリスと華人軍団との間で戦闘が起こるだけならば、清英の国際的事件になる必然性はない。実際、ビルマ併合後、イギリス軍は華人軍団と戦闘を行ってきたが、これが清英間の外交問題に発展した形跡はない。イギリスは「正規軍」、つまり清朝の組織に組み込まれてない華人軍団ならば任意に討伐・武装解除できたと考えられよう。つまり、清朝によって、華人軍団が保商営として公認されたことで、イギリスは清朝の「正規軍」と対峙する結果になったわけである。

さらに、当時清英は国境画定交渉を控えており、イギリスは保商営の活動が交渉に影響を与える可能性に懸念を抱いた。1891年に英領ビルマ当局が中国・ビルマ国境と見做している紅蚌河より西に保商営が進出していることを発見した際、バモー副弁務官ジョージ (Edward C. S. George) は以下のように、日誌に記している。

ニスベ氏が派遣され、状況を調査して報告した。中国の部隊は、中国商人をこれまでしばしば起こってきた攻撃から保護するという見地から、蛮允からミョーティに至る中心的通商路全般に小規模な拠点の配置を企図しているようであった。それが、我々に対して危険な性質を有するわけではない。しかしながら、疑いもなく我々に所属する領土において、中国正規軍によって駐屯地が建設されれば、将来、最終的な国境画定を行う際に、紛らわしく煩わしい主張を引き起こすことになる可能性がある。よって私は北部地区弁務官に打電し、我々が紅蚌河を国境であると主張するのに何の戸惑いも感じていないと示すため、中国には直ちに紅蚌河の東側まで撤退するように要求すべきである、と提言した。<sup>(101)</sup>

イギリスはビルマ領内における治安維持・通商保護・密輸取締りを掲げて雲南・ビルマ辺境地域で軍事行動を取っており、1892年にはそれを領有権主張と結びつける形で清朝に説明もしている<sup>(102)</sup>。イギリス当局にとって、通商保護は領土権と一体であった。清朝の「正規軍」が通商保護を担うことは、清朝が当地の領有権を保持すると認識されてしまう。これは、係争相手のイギリスにとって、決して認められないことであった。まして、当時すでに清朝駐英公使薛福成がイギリスに雲南・ビルマ間の国境画定を申し入れており、ジョージが清朝の「正規軍」の駐屯が領土支配の根拠にされることを危惧するのは当然である。英領ビルマ当局は、ビルマ領内の通商路警備はイギリス軍が行うという立場を明確にしている。

華人軍事集団が紅蚌河を越えて英領内に入ろうとしたならば、丁重ながら断固として、イギリス軍将官はいかなる武器も英領内に携帯することを許していない、紅蚌河から先はイギリスが隊商の保護を引き受ける、と彼らに通告しなくてはならない。<sup>(103)</sup>

しかしながら、清朝当局者としても保商營の存在を国境画定交渉に反映しない手はない。箱田恵子が述べているように、現地調査に赴いていた清朝官員である姚文棟が保商營のプレゼンスを後ろ盾として国境画定を進めようとしていた<sup>(104)</sup>。また、雲貴総督王文韶の薛福成宛書簡にも次のように見える。

ミヨーティは地元ではパンロンと呼ばれているが、野人山の西口である。現在、野人山内には隊商の保護を名目とした一部隊が存在し、時折ミヨーティの地まで行っている。思うに野人山は南北に長く連なり、9本の主要道のほか、小道が無数にあり、防御しようとしても防御のしようがないと言う者もいる。もし、ミヨーティを回収できたならば、辺境の防衛に有益であると言えよう。<sup>(105)</sup>

難渋な交渉の末、1894年に締結された「中英統議滇緬界務商務条約」で、最終的に紅蚌河を国境と定めることで清英は合意することとなっている。

#### 4 保商局の廃止

1902年、設立後わずか10年あまりにして、保商局は廃止された。その原因は、保商局の活動が、再びイギリスによって問題視されたためである。

すでに述べたように、輸入品に課された驛馬捐は、ミヨーティの分局で徴収された。ミヨーティは、「中英統議滇緬界務商務条約」によって引かれた国境線の西側にあり、英領ビルマ領であることが正式に確認されていた。

しかし、条約締結にも拘わらず、保商局は輸入の際に驛馬捐徴収を行う分局をミヨーティから移設しなかった。1901年になって英領ビルマ当局はミヨーティの分局の存在を発見し、「不認可の徴税 (unauthorized taxing)」であるとして強く反発、イギリス駐清公使による清朝への賠償請求を要望した。最終的に、イギリス政府は、イギリス騰越領事リットンを通じて雲南当局と交渉を持つこととなる<sup>(106)</sup>。

英領ビルマ当局の文書によれば、1901年の段階で、ミヨーティ分局は「10年以上」驛馬捐徴収を行っていたという。とするならば、ミヨーティ分局は1890年代前半の国境画定交渉や1898-99年の国境碑設置作業を経ても、英領ビルマ当局に発見されずに残っていたこ

となる<sup>(107)</sup>。ただ、紅蚌河で軍事的な対峙を経験していながら英領ビルマ当局がかくも杜撰な行動をしているのはいささか不自然である。すでに、1899年着任の初代騰越領事ジャミエソン (James W. Jamieson) の発案によって、1902年に騰越海関を開設することが決まっていた<sup>(108)</sup>。通商路における雑多な課金制度を円滑に海関へ移管・統合するため、イギリス側はいままで黙認していたミョーティ分局の存在をあえてこの時期に取り上げたようにも見える。

他方、紅蚌河での対峙以後、イギリス側は英領ビルマにおける華人隊商の無害通行を保障した。それにも拘わらず、「中英統議滇緬界務商務条約」締結後も、保商局はミョーティ分局を存置し驛馬捐を徴収していたわけである。しかも、イギリス当局によれば、さらにミョーティ以外にも施設をつくっていたという<sup>(109)</sup>。もはや、通商路の安全確保という観点からは説明がつかない。先述したように、保商局は大きな収益を上げるようになっていた。それだけに、保商局（の運営に関与する諸勢力）は、驛馬捐の収益確保という観点から、ミョーティ分局の機能を重要視していたと考えられる。

1901年末から1902年初の間に、騰越庁と英領ビルマ領との境界近くにある蛮愛で騰越庁同知葉如桐と英領ビルマ当局者の会談がもたれ、ミョーティ分局について話し合いがなされた。この話し合いで定められた「蛮愛条約」では、第1条で、

この（ミョーティ分局の）件の処理が完了した後、中国郷紳が英領内で別に施設を設置し、これが英領ビルマの官員によって発見された場合には、再び別途の賠償請求を講じなくてはならない。<sup>(110)</sup>

と謳っている。そして、ミョーティ分局による驛馬捐徴収の賠償金として、海関で特別税を徴収し、それを英領ビルマに支払うこととなった<sup>(111)</sup>。さらに、第3条でも「様々な問題が再び生じるのを回避するため、これまでのように「紳士」を保商局の職務に任命することは禁止する（不得如前委派紳士、以免百弊又生）」とし、保商営の経費管理について紳商を関与させないことを騰越庁に確約させている<sup>(112)</sup>。

さらに、1902年前半には、領事リットンと雲貴総督魏光濤の交渉によって、保商局の解体も取り決められる。ただ、イギリスも野人山の治安維持の必要は認識していた。その意味で、イギリスにとっても馬武相と保商営は有意な存在であった。リットンは、馬武相について「事実上、中国側の辺境においてただひとりの有能な将官である (practically the only capable police officer on the Chinese side of the frontier)」としている<sup>(113)</sup>。おそらくこのような理由から、保商営は局の廃止にも拘わらず存置されている。後年の史料から、宣統年間

には保商營の部隊が紅蚌河、石梯、陽人廠に配置されていたことを確認できる<sup>(114)</sup>。

また、解体された保商局に代わって、1902年に新設された騰越海関が保商營経費の管理にあたることとなり、騾馬捐は騾馬專鈔と名を改めて騰越海関蛮允分関で徴収されることとなった。騾馬專鈔については、税の対象を一頭分の荷駄から駄獣に改めるという極めて形式的な変更のほか、税率が引き下げられ、駄獣一頭あたり、輸入5銭、輸出2銭5分の課税となった。

この騾馬專鈔より保商營に兵士給与や兵器・設備などの経費が支給された。貿易量の多い9-3月期—「旺月」—は月ごとに623両9銭、貿易量の少ない4-8月期—「枯月」—は月ごとに474両9銭が支出された。保商營にかかる経費の総額は約9,000両であったという<sup>(115)</sup>。

なお、騾馬專鈔の剰余金は、駐騰越イギリス領事・税務司・海関道の合議によって、用途が決定されることとなった。実際には、通商路の修繕費用に充てられている。

## おわりに

---

以上、雲南・ビルマ辺境に登場した保商局を事例として、清朝末端官員と中国内地外で活動する華人軍団・華人商人との関係を検討した。

19世紀半ば以降、非常に多数の華人軍団が雲南・ビルマ辺境へ流入し、当該地域の治安は急速に悪化する。これによって雲南・ビルマ間の通商も脅威にさらされ、騰越紳商はもちろん、彼らから釐金を徴収していた騰越官府にとっても非常に不都合な状況となっていた。このような情勢を受けて設立されたのが、保商局である。

保商局は、官府の統制下で騰越紳商が運営する組織であった。また、治安悪化にともなって辺境で護衛を生業としていた馬武相などを編制して保商營が作られた。つまり、保商局は、通商路の安全確保に悩む騰越の官府と紳商が現地華人軍団を主力組織として抱え込んで出来上がったわけである。

しかし、保商局の役割は通商路の安全保障だけにとどまらなかった。通商路における安全確保の費用として保商局は騾馬捐を徴収したが、当初よりその剰余金は官府の非正規の財源に指定され、通商保護以外の用途に充てられていくこととなった。

そして、このような制度は、イギリスとの対立を惹起する。馬武相集団など華人軍団の活動は、もともと雲南当局の統制が及ばなかった野人山やビルマ領内にも及んでいた。保商局の設立にともなって、蛮允に総局、ミョーティに分局が置かれ、またミョーティまで保商營が随行したのも、従前の馬武相の活動範囲を引き継いだことによると考えられる。野人山やビルマ領に進出しつつあった華人軍団を地方当局が公認・リクルートする形で保

商局を立ち上げたことから、これが清朝・イギリス間の国際問題に発展したのである。このような保商局をめぐる歴史過程は、先行研究で明らかになっているような、中国内地社会の動向とも符合する<sup>(116)</sup>。

本稿の事例は、中国内地の動乱の波及により、中国内地社会に見られたような変化が辺境や近隣国でも生じ、それが国際問題にも発展した事象とすることができよう。清仏戦争を惹起した黒旗軍も、広西・雲南当局との間において、多かれ少なかれ、ある種の相互依存関係を構築していたと想定される<sup>(117)</sup>。保商局の一件は、華人武装集団のネットワークを検討する必要性をよく示していると思われる。

## 註

- (1) 茂木敏夫「中華世界の「近代」変容—清末の辺境支配」溝口雄三ほか編『地域システム』（アジアから考える2）東京大学出版社、1993年。
- (2) 岡本隆司『属国と自主のあいだ—近代清韓関係と東アジアの命運』名古屋大学出版会、2004年。同「属国と保護のあいだ—1880年代初頭、ヴェトナムをめぐる清仏交渉」『東洋史研究』66-1、2007年。
- (3) 望月直人「「秩序再建」と「保護」—清仏戦争前、フランスの清越関係観に関する一考察」『東アジア近代史』15、2012年。同「清仏戦争前における清朝対仏政策の転換過程—トンキン出兵からの「継続」として」『東洋学報』94-3、2012年。
- (4) 古市大輔「光緒初年盛京行政改革の政治的背景—東三省の協餉不足と盛京將軍の養廉確保の意図」『東洋学報』79-1、1997年。
- (5) Tej Bunnag, *The provincial Administration of Siam, 1892–1915: the Ministry of the Interior under Prince Damrong Rajanubhab*, Kuala Lumpur: Oxford University Press, 1977. Thongchai Winichakul, *Siam Mapped: A History of the Geo-Body of a Nation*, Honolulu: University of Hawaii Press, 1994.
- (6) 酒井いづみ「1870年代のベトナム社会と抗仏勢力—黒旗軍を中心に」『歴史評論』329、1977年。
- (7) ただし、注117でも触れるように、断片的資料は少なくない。
- (8) Andrew Forbes and David Henley, *The Haw: Traders of Golden Triangle*, Bangkok: Sollo Development, 1997.
- (9) 望月直人「崗銀の没落—清末、雲南辺境における土司通行税の変容」『東洋文化研究』18号、2016年（予定）。
- (10) 張誠孫『中英滇緬疆界問題』哈仏燕京学社、1937年、132頁。箱田恵子『外交官の誕生—近代中国の対外態勢の変容と在外公館』名古屋大学出版会131–132頁、2012年。
- (11) なお、イギリス外務省文書およびインド省文書は、以下のように略称する。FO17: Foreign Office, General Correspondence, 1815–1905, China, FO228: Foreign Office, Embassy and Consular Archives, Series I, 1834–1922, IOR: India Office Records.
- (12) ミョーティは、英語では Old Bhamo とも表記される。また漢文では、蛮暮、老蛮暮、蛮

- 弄と表記されている。
- (13) 『集思広益編』巻2、王家賓「縷陳騰越所属七土司及一帶野山利弊情形」（以下、「騰越情形」）。
- (14) 「騰越情形」。  
凡住司地漢民、大概自乾隆時遷來、或兵燹後被難流寓者。
- (15) 『德宏史志資料』第11集「盈江民族歷史文物考察（下）」8、其他、盞達土司歷史資料（董興祥『盞達近百年歷史簡略』の「摘録」）。
- (16) 黄楸材『西輜日記』光緒五年二月十九日の条。
- (17) 『劉武慎公遺書』巻19「騰越逃匪散練句結野夷侵掠土属疏」光緒三年六月十五日、同巻19「騰越等處擒獲漏匪片」光緒四年正月十四日、『永昌府文徵』文卷16「查勘騰越边界誘擒首逆摺」光緒五年閏三月十二日。
- (18) 『永昌府文徵』文卷16、劉長佑「查勘騰越边界誘擒首逆摺」光緒五年閏三月十二日。  
自騰越収復、蘇逆伏誅、余匪竄逃關外、勾結野夷、肆行劫掠、實為辺隅大患。
- (19) James G. Scott, *Burma: From the Earliest Times to the Present Day*, London: T. Fisher Unwin, 1924, p. 353.
- (20) 『永昌府文徵』文卷17「通稟各憲干崖野夷搶劫情形」。  
自犯法游匪逃竄其中、而野夷始漸多事、又為不肖土目唆使搶劫、藉為収岡保路之由。現在他處野夷、尚皆安分、惟南甸・干崖・盞達連年滋事、則因商貨往來、暗中有土目・游匪為之主使。
- (21) Edmund Leach, *Political Systems of Highland Burma: A Study of Kachin Social Structure*, The London School of Economics and Political science, 1954, pp. 21-22.
- (22) 『永昌府文徵』文卷17「通稟各大憲請展限投解日期」。  
前委員吳晴琦、因野夷滋事、商販改道、曾經稟請將絲莊分卡、移至隴川、未幾、蠻允路通、復行移回。
- (23) 黄楸材『西輜日記』、光緒五年二月十七日の条。
- (24) 『永昌府文徵』文卷17「通稟各大憲請展限投解日期」。  
是干崖一局為全騰要樞。新街路通干崖、經理得人、則每年万余釐金不難抽収。…騰越総局所収之釐、僅有土布・篋帽・零星雜貨、一年約計不過數百金而已。
- (25) 『永昌府文徵』文卷17「通稟各憲干崖野夷搶劫情形」。  
卑府職司莞樞、野夷肆掠、釐金大減。憲局新章比較綦嚴、是以不揣冒昧、將現在情形、縷悉稟陳。
- (26) 『永昌府文徵』文卷17「通稟各大憲請展限投解日期」。  
查新街入關以蠻允為第一要口、干崖次之。若添設分卡、不独有裨釐務、并可就近籠絡野人、免其滋事。惟查該處人煙稠密、茅屋矮小、每有回祿之災。且初往該地、非設立公店、添募巡丁不可。現已與陳丞會商、軫飭南甸土司、俟秋冬雨水枯干時、在蠻允公店修築墻垣、礮卡、蓋造瓦屋、以為商貨屯積之所、免致野人搶掠、火燭燒毀。詢之客商、皆以為便。
- (27) 『集思広益編』巻1、広東試用県丞陳還「縷陳緬甸近年情形」（以下、『緬甸情形』）。
- (28) FO228/1461, Litton to Viceroy of Yunnan and Kueichow, Enc. No. 4, in *Intelligence Report of Litton*, 18 February 1902.
- (29) 経済学会輯『財政説明書』雲南（『雲南清理財政局省調査全省財政説明書初稿』）以下、『雲南財政説明書』と略記）歳入部、関税。

- (30) 特派雲南交渉員張翼樞より外交部宛「呈報騰越関抽收崗費」館蔵号：03-46-002-03-012  
民国二年十一月、日付不明（以下、張翼樞「呈報騰越関抽收崗費」）。
- (31) 『(民国) 騰衝県郷土志』卷1、歴史。
- (32) 『(民国) 騰衝県志稿』卷10、職官。
- (33) 『徳宏史志資料』第11集「盈江民族歴史文物考察(下)」8、其他、蓋達土司歴史資料(董興祥『蓋達近百年歴史簡略』の摘録より)。
- (34) 『雲南北界勘察記』卷1、民国十九年十二月二十五日の条に採録。金天羽は呉江の人、字松岑、清末・民国の詩人。なお、『(民国) 騰衝県志稿』も簡略版の馬武相の伝を載せる(同卷29、人物、官迹)。
- (35) 「騰越情形」。
- (36) FO228/1461, Litton to Satow, No. 7, 9 May 1902, Enc., Memorandum on the Situation and Negotiations at Yunnan Fu.
- (37) FO228/1461, Intelligence Report on matters connected with its frontier meetings at Manai in Mang Mao State, 2-19 February 1902.
- (38) 張翼樞「呈報騰越関抽收崗費」。FO228/1461, Confidential Print from Burmese Government to Litton, Major Cronin to the Commissioner of the Mandalay Division, 9 January 1902.
- (39) FO228/1461, Confidential Print from Burmese Government to Litton, Statements of Chinese Toll Clerk, Chow Cha Fu, recorded by D. W. Rae, 12 December 1901.
- (40) 張翼樞「呈報騰越関抽收崗費」。
- (41) IOR/L/PS/20/94, Report on the part of Yünnan between the Bhamo frontier and the Salween, by Davies, Cha. XI, The Trade Protection Levy, p. 21.
- (42) Ibid., p. 21.  
The headquarters of the levy are at Sare (Hsale) where they have a log stockade with a garrison of about 200 men. There are also 200 men in a mud fort at Manwaing, ... At the Nampaung is a small mud fort with about 20 men in it. In between these main forts at intervals all along the road are ten smaller stockades, each with a garrison of from 15 to 50 men.
- (43) Ibid., p. 21.  
It is commanded by colonel Wang and consists of about 800 men.
- (44) Ibid., p. 21.  
At present the Kachins are certainly thoroughly subdued and no attack on caravans are made, ...
- (45) 『蔵輪隨記』宣統元年四月十四日の条。  
光緒十七年春、滇省大吏派兵役数百開蛮允大路、野人聚衆三千阻之、圍官兵二十余日、遂大戰、野人大敗、自後即歸化、無敢再行劫掠者、商旅乃得安行矣。
- (46) 『(民国) 騰衝県志稿』卷10、職官。
- (47) 張翼樞「呈報騰越関抽收崗費」。商貨被劫亦由抽收經費項下、分別酌賠。
- (48) IOR/L/PS/20/94, Report on the part of Yünnan between the Bhamo frontier and the Salween, by Davies, Cha. XI, The Trade Protection Levy, p. 21.  
The Levy costs the Chinese Government nothing, as the whole of their pay comes out of the dues paid by the Chinese traders on all goods passing through Mangwaing. In return for this Chinese Government give escorts to caravan, and guarantee the merchants a safe transit for their goods, the value of anything dacoited being made up to them, and deducted from the pay of the Levy.



- (49) 『(民国) 騰衝県志稿』 卷4、大事記四、光緒十七年の条、同卷十、職官。張翼枢「呈報騰越関抽收崗費」。  
収支款目、由商号公举員紳經理。
- (50) FO228/1461, Litton to Satow, No. 7, 9 May 1902, Enc., Viceroy of Yunnan to Litton, 10 May 1902. FO228/1461, Confidential Print from Burmese Government to Litton, Major Cronin to the Commissioner of the Mandalay Division, 9 January 1902.
- (51) 『(民国) 騰衝県郷土志』 卷五、氏族。また、羅群 (2004) 『近代雲南商人与商人資本』 雲南大学出版社、11頁も参照。
- (52) 『(民国) 騰衝県志稿』 卷5、大事記五、民国元年十一月の条。
- (53) 『(民国) 騰衝県志稿』 卷29、人物、孝友、寸品第伝。
- (54) 『(民国) 騰衝県志稿』 卷4、大事記四、光緒十七年の条。
- (55) 『出使日記続刻』 卷6、光緒十八十年十一月初八日の条。
- (56) 張翼枢「呈報騰越関抽收崗費」。
- (57) 同上。
- (58) FO228/1461., Memorandum by Litton, 9 January 1902.  
The office was run by the local gentry under the direction of the Prefect.
- (59) FO228/1461., Enc. 4 in Intelligence Report, Tengyue 10 February 1902. 葉如桐より永裕号宛、光緒二十七年十一月初八日付。  
該紳商將日内収支及存項有無多寡、按旬冊報本庁、按月彙報上憲以備查核。
- (60) 『雲南勘界籌邊記』 卷上「自跋」。『緬甸情形』も「土練」と表記する。
- (61) 『(民国) 騰衝県志稿』 卷4、大事記四、光緒十七年の条。同卷10、職官にも「就地招募土勇二百余人」とある。
- (62) 『雲南北界勘察記』 卷1、民国十九年十二月二十五日の条。  
馬武相、一名金城、騰衝龍江練人也。世奉回教為農民、少時未嘗讀書。年二十余、随朗蒲寨人段德有牧養驛馬、為騰商運貨出入滇緬邊界、以是得諳夷情。
- (63) 同上。
- (64) 同上。  
時夷山野人恒呼嘯劫行旅、騰商苦之、德有以武相慙勇有識略、薦之、乃畀以七八壯士、使管帶駐蛮弄寨。
- (65) 「騰越情形」。  
昔馬武相帶領二三十人、保護蛮弄、随便接送打里一带来往之駝幫。曾殺野匪数人、七八年来野匪聞風而遁。奈人数甚少、顧此失彼。自本年正月間、張協戎天明等帶練入山、以馬武相等為隊長。
- (66) Henry R. Davies, *Yün-nan, The Link between India and the Yangtze*, p. 31.  
On the 23rd a fairly good road still through the hills, brought us to Shih-t'i, a fort commended by Ma, a Panthay or Chinese Mahomedan, who formerly raised and commanded a band of men of his own and used to escort trading caravans through this part of the Kachin country, getting paid by the merchants. Now that the Chinese Government had taken over the safe-guarding of road, he had been given the rank of an officer in the Trade Protection Levy.
- (67) J. G. Scott and J. P. Hardiman, *Gazetteer of Upper Burma and Shan States*, 1900–1901, Rangoon: The Government Printing, part. 1, vol. 1, p. 357.

(68) 例えば、イギリス駐騰越領事は後述する騾馬捐から騾馬專鈔への制度転換を以下のように表現している。

When Tengyueh was opened to foreign trade an arrangement was made by which a tax on mules trading between Bhamo and Tengyueh was levied, in the place of irregular fees and blackmail which used to be the rule. (FO228/1700., Ottewill to Jordan 19 February 1908.)

(69) IOR/L/PS/20/94, Report on the part of Yünnan between the Bhamo frontier and the Salween, by Davies, Cha. XI The Trade Protection Levy, p. 21.

50 Kachins under a Panthay called Ma Wu Hsiang, who is second-in-command of the Levy. These are only Kachins in the Levy.

(70) 『雲南北界勘察記』巻1、民国十九年十二月二十五日の条。

(71) Imperial Maritime Customs, *Returns of Trade and Trade Reports for the Year 1902*, part II, Tengyue Trade Report.

(72) FO228/1461, Litton to Satow, No. 7, 9 May 1902, Enc., Memorandum on the Situation and Negotiations at Yunnan Fu.

(73) 「騰越情形」。

按毎年街・騰出入花貨約三万余駝、可抽保路資銀四万両之譜。除開官俸練餉及野夷崗銀等費外、尚有贏余銀万余両。

(74) 「騰越情形」。

当日開辦此路、議以贏余分作四股、鎮庁両署藉作利藪。

(75) 張翼枢「呈報騰越関抽收崗費」。

嗣因歷任庁丞侵挪局款、由各商号控告、省憲派委清查、將侵挪局款之歷任庁丞、按数追繳。

(76) 『(民国)騰衝県志稿』巻13上、民政一、団保。

(光緒)二十六年、英人越界兵、燒殺明光・茨竹・派頼各寨、土守備左孝臣及土兵一百三十七名死之、辺務喫緊。又因蓋達土司刀思必治伏誅、土民惶惑、善後局委前署騰越同知黎肇元為蓋達団務総辦、令其先辦蓋達、次及各土司。黎肇元到騰、就原有組織、会商鎮庁、在騰辦理、經費不敷者、由保商管捐収処存款項下提用、迨蓋事平靖、隨即裁撤。

(77) 岩井茂樹『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会、2004年。

(78) 片岡樹『タイ山地一神教徒の民族誌—キリスト教徒ラフの国家・民族・文化』風響社、2007年、49頁。

(79) *British Policy in Asia, India Office Memoranda, Burma-China Frontier* (by Neel), 12 November 1892.

(80) 箱田恵子前掲書。

(81) *British Policy in Asia, India Office Memoranda, Anthony Farrington* (ed.) London: Inter Documentation Company, 1980, vol. 2, "Burma-China Frontier (by Neel)", 12 November 1892.

(82) 『西輪日記』光緒五年三月初二日の条。

蛮暮有一土酋、世職、為緬甸所轄。

(83) 『清季外交史料』巻40「滇撫唐炯奏緬屬猛拱・蛮暮等処夷匪滋事、現飭永昌・騰越沿辺防範摺」光緒十年三月十六日。

(84) 『撫滇奏議』巻2「奏緬匪滋事摺」。

(85) 『清季外交史料』巻52「使英曾紀沢致総署、華人扱緬甸八幕城籌商辦法電」光緒十年十二月十三日。

- (86) 『撫滇奏議』 卷2「奏緬匪滋事摺」。  
 滇省自騰越庁城以南三百五里至蛮允為滇界、由蛮允至緬之新街、計二百八十五里、其間一百六十五里為野人界、向無管轄。曾紀沢所奏拓界一節、審時度勢窒礙難行。  
 なお、『撫滇奏議』 卷三「覆查緬甸边防道路摺」は、蛮允から蛮暮まで一百六十五里、蛮暮より新街まで二百余里としており、蛮允からミヨーティまでの間を野人山と見なしていることがわかる。
- (87) 『撫滇奏議』 卷3「覆查緬甸边防道路摺」。
- (88) 『出使日記続刻』 卷6、光緒十八十年十月二十二日の条。
- (89) Andrew D. W. Forbes, "History of Panglong, 1875-1900: (Chinese Muslim) Settlement in the Burmese Wa States." *The Muslim World*, 78-1, 1988, p. 39.
- (90) 『劉武慎公遺書』 卷十九「騰越等處擒獲漏匪片」光緒四年正月十四日。
- (91) Thant Mynt-U *The Making of Modern Burma*, Cambridge, 2001, p. 176. 『(民国) 騰衝県志稿』 卷4、大事記四、光緒十年の条。『撫滇奏議』 卷二「奏緬匪滋事摺」。J. G. Scott and J. P. Hardiman, *Gazetteer of Upper Burma and Shan States*, part. 1, vol. 1, p. 14.
- (92) 『撫滇奏議』 卷2「奏緬匪滋事摺」。  
 臣查此股匪首金幟玉本係華人、久居緬地、上年被剿敗潰、与其党竄伏猛拱地方、緬不設防、致復有新街之失。
- (93) 『徳宏史志資料』 第1集「盈江刀氏土司家譜」223頁、『徳宏傣族社会歴史調査』 3「清季干崖土司歴史檔案摘編・騰越鎮府札諭文件以及統領防軍行文諭札編」迪西道吳其楨・総兵丁槐より干崖土司宛、光緒十二年五月二十八日、『(民国) 騰衝県郷土志』 卷一、兵事。
- (94) 『撫滇奏議』 卷2「統獲新街余匪摺片」。
- (95) James G. Scott and John P. Hardiman, *Gazetteer of Upper Burma and Shan States*, part. 1, vol. 1, p. 338, Charles H. T. Crosthwaite, *The Pacification of Burma*, London: E. Arnold, 1912, p. 44, The Intelligence Branch Division of the Chief of the Staff Army Head Quarters India, *Frontier and Overseas expeditions from India*, Simla: Universal Library, 1907, vol. 5, p. 379.
- (96) *British Policy in Asia, India Office Memoranda*, vol. 2, Minute of Chief commissioner of Burma, 5 September 1891, cit. in: "British Occupation of Sadon on the North-Eastern frontier" by E. Neel, 21 September 1892.  
 …the Kachin hills served at present as a screen behind which gathers all the lawless black-guardism of the Yunan(sic) border. We have been invaded time after time by gangs of well-armed Chinese and Shan-Chinese from this part of frontier. Bhamo itself was attacked by such gang in 1886; Mogaung has been repeatedly threatened; the rubber trade has altogether disorganized. All last cold weather we were kept on tenter-hooks by the reports of armed bands of Chinese Black-flags marching about north of Mogaung.
- (97) *British Policy in Asia, India Office Memoranda*, vol. 2, "Confidential Reports addressed to Secretary of State by Assistant Political Secretary (E. Neel)", No. 5, Meeting, 29 December 1892.  
 He might allude to difficulties in which the French continued to be involved on the Tonquin frontier, in consequence of aggressive and unconciliatory spirit they had displayed towards China. The Tonquin borders were constantly harassed by bands of Chinese freebooters, black and white flags, and in the event of our deciding to occupy the Kachin Hills to exclusion of Chinese, we might find ourselves face to face with dangers such as France had to encounter.

- (98) *British Policy in Asia, India Office Memoranda*, vol. 2, "Confidential Reports addressed to Secretary of State by Assistant Political Secretary (E. Neel)", No. 6, Meeting, 3 January 1893.
- (99) J. G. Scott and J. P. Hardiman, *Gazetteer of Upper Burma and Shan States*, part. 1, vol. 1, p. 357. During preceding years Chinese caravans had been escorted through the Kachin Hills in both Chinese and British territory by an adventurer named Ma Wuh-hsiang, ….
- (100) 「騰越情形」。
- (101) FO17/1150, Lansdowne to Cross, No. 217, 23 December 1891, Enc. No. 13, Diary of Mr E. C. S. George, from 1 to 21, November 1891, in the despatches from IO to FO, 21 January 1892.  
…the establishment of posts by Chinese regular troops within territory which there cannot be the least doubt belongs to us might afterwards be brought forward to support vague and vexatious claims when the boundary comes finally to be delimited, ….
- (102) FO17/1152, Rosebery to Sieh, 13 December 1892.
- (103) FO17/1150, Lansdowne to Cross, No. 217, 23 December 1891, Enc. No. 9, Chief Secretary to Chief Commissioner to Commissioner in Burma, 31 November 1891, in the despatches from IO to FO, 21 January 1892.  
In case of armed bodies of Chinese attempting to cross the river into British territory, he must warn them politely but firmly that his orders are to allow no arms to be carried in British territory, and that protection of caravans from the Nampaung onwards will be undertaken by us.
- (104) 箱田恵子前掲書、132頁。
- (105) 『出使日記続刻』卷3、光緒十八年正月初六日。  
老八募俗称蛮弄、即野人山之西口、山中現有一軍以保護商駝為名、時至其地。惟野人山、綿互南北、自大路九条外小径叢出、議者頗病其防不勝防。如能取回老八募、迎防亦屬有益。
- (106) FO228/1461, Cronin to Shaw, 9 January 1902.
- (107) Ibid.
- (108) 『(民国) 騰衝県志稿』卷十九、財政、税関。
- (109) 『新纂雲南通志』卷168、外交考五、「附蛮愛条約」。
- (110) 同上。  
此次了結後、如有漢紳再敢在英地另設局所、一經緬官查獲、亦不能不另案索還重款。
- (111) 同上。
- (112) 同上。
- (113) FO228/1461, Litton to Satow, No. 7<sup>A</sup>, 9 May 1902.
- (114) 李根源『滇西兵要界務図注』卷1、甲三十八および甲三十九の条。
- (115) 『雲南財政説明書』歳出部、財政費。
- (116) 岩井茂樹前掲書。山田賢『移住民の秩序—清代四川地域社会史研究』名古屋大学出版会、1995年。山本進『清代財政史研究』汲古書院、2002年。
- (117) 例えば、1871年に広西省太平知府徐延旭が弾劾された際には、「賊の牛がベトナムから国内へ入り、官府が徴税している(有賊牛入境、漢堂過税)」と指摘されている(馮子材『征南輯略』卷5、広西提督馮子材より広西巡撫劉長佑宛、同治十年十一月十二日)。また、劉永福ら黒旗軍の頭目たちはベトナムをめぐる清仏対立が起きるよりも前から、雲南省当局への捐納によって官職を得ていたという(『中法越南交渉檔』中央研究院近代史研究所、1962年、第1冊、文書番号170「照録黄桂蘭来稟」光緒八年四月二十五日署北洋大臣張樹声受領。(劉

永福) 又在雲南捐局捐遊擊銜、并請二品封典。所部勇丁概係中国人民、其管官隊長均在雲南捐有官職。) 廖宗麟『中法戦争史』、天津古籍出版社、2002年、58頁も参照。また、1878年に反乱を起こしてベトナムに侵入することになる副将李揚才は、軍務に就いていた時代から華人軍団と結びついており、また彼の親族がベトナム領内で「隆広店」を経営していた。1860年代末からのベトナム派兵において、清朝文官・武官は様々な形で華人武装集団と関係を築いていたようである。